

保健福祉グループの業務

1－3 障がい者支援チームの業務

1 身体障がい者（児）の状況（関連資料7(1)、7(2)）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成18年4月1日現在で18,949人（前年比462人増）、人口1,000人当たり33.9人（同1.0人増）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（58.7%）が最も多く、内部機能障がい者（24.5%）が続いています。

障がい等級別では、重度（1級及び2級）が全体の55.6%、中度（3級及び4級）が30.6%、軽度（5級及び6級）が13.8%となっており、重度者の比率が高くなっています。

年齢別では、60歳以上の障がい者が72.5%を占め、また、他の年齢層に比較して増加率が高くなっています。

管内身体障がい者手帳保持者数の推移

年度	総数	0歳～ 17歳	18歳～ 69歳	70歳～	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H16	18,038	385	8,248	9,405	1,427	1,619	156	10,760	4,076
H17	18,487	370	8,333	9,784	1,431	1,624	176	10,898	4,378
H18	18,949	395	8,350	10,204	1,401	1,616	173	11,115	4,644

（平成18年4月1日現在）

2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者の福祉については、支援費制度の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用を支援するとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上を図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 支援費制度関連施策（身体障がい者）

ア 施設訓練等支援（関連資料7(4)）

(ア) 身体障がい者更正施設

(イ) 身体障がい者療護施設

(ウ) 身体障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

イ 居宅生活支援（関連資料7(5)）

(ア) 身体障がい者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

(イ) 身体障がい者デイサービス事業

(ウ) 身体障がい者短期入所事業（ショートステイ）

平成18年10月から障害者自立支援法に基づく新体系事業に移行

(2) 支援費制度以外の身体障がい者福祉法による援護施策

ア 身体障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障がい者相談員の配置

身体障がい者の福祉の増進のため、管内11市町村に13人の民間人を相談員として委嘱、配置し、身体障がい者のあらゆる問題について相談に応じ、関係機関への連絡、身体障がい者援護施策の啓発等を行います。

ウ 身体障がい者手帳交付（関連資料7(1)、7(2)）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます（県障がい者総合福祉センター）。

エ 更生医療の給付

身体障がい者が更生するために必要とされる医療の給付を行います（市町村）。

オ 補装具の交付（関連資料7(3)）

身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために用いられる用具の交付及び修理を行います（市町村）。

カ 日常生活用具の給付（関連資料7(3)）

重度の身体障がい者の日常生活を容易にするため、日常生活用具（浴槽、便器等）を給付します（市町村）。

キ 在宅重度身体障がい者訪問審査

日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、福祉の増進を図ります（市町村）。

ク 身体障がい者更正訓練費支給

更生施設等に入所している際の訓練のための現物支給又は現金支給若しくは通所のための経費を補助します（市町村）。

ケ 身体障がい者就職支度金支給

施設入所者が訓練を終了し就職する際の生活用具購入費を支給します（市町村）。

- コ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
進行性筋萎縮症に罹患している障がい者に対し、療養訓練を行います(市町村)。
- サ 社会事業授産施設等運営事業
身体障がい者が生活保護法に基づく授産施設に入所する際、施設に事務費を交付します(市町村)。
- シ 身体障がい者訪問入浴事業(市町村)
- ス 65歳未満の身体障がい者の介護保険法のデイサービス・短期入所の利用(市町村)
- セ 市町村社会参加促進事業(市町村)
- ソ 障がい者自立生活支援センター支援事業
障がい者自ら運営する相談事業に対して、運営を補助します(市町村)。

(3) 県単独による施策

- ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付(関連資料7(7))
重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額を公費で負担します。
- イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付(関連資料7(7))
在宅重度障がい者の日常生活において、常に医療的介助を必要とする方に治療材料等を給付することによって経済的負担の軽減を図ります。
- ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付(関連資料7(7))
腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。
- エ 障がい者小規模作業所運営事業
在宅障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者団体等が運営している「小規模作業所」に補助を行う市町村に対して補助金を交付し、障がい者の就労の場の拡充に努めます。

(4) その他の施策

- ア 特別障がい者手当等支給制度(関連資料7(6))
在宅の重度障がい者(児)に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)の福祉の向上を図ります。
- イ JR及びJRバス運賃の割引
- ウ 県内民間バス運賃の割引
- エ 航空運賃の割引
- オ 税法上の優遇措置
- カ 有料道路における特別割引制度
- キ NHK放送受信料の減免
- ク 公営住宅の優先入居

3 知的障がい者(児)の状況(関連資料7(8))

県中地域の知的障がい者数(療育手帳所持者数)は、平成18年4月1日現在で3,263人(前年比90人増)、人口1,000人当たり5.8人(同0.1人増)となっています。
障がい程度別では、A(最重度及び重度)は1,368人(同48人増)で、全体の41.9%

を、B（中度及び軽度）は1,895人（同42人増）で、全体の58.1%を占めています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児は800人（同10人増）で、全体の24.5%を、18歳以上の知的障がい者は2,463人（同100人増）となっています。

管内療育手帳保持者数の推移

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H16	2,960	697	2,263	1,258	1,702
H17	3,173	810	2,363	1,320	1,853
H18	3,263	800	2,463	1,368	1,895

（平成18年4月1日現在）

4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、身体障がい者（児）と同様に支援費制度の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用を支援するとともに、日常生活の援助や社会参加のための訓練を行う等、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 支援費制度関連施策（知的障がい者）

ア 施設訓練等支援（関連資料7(9)）

(ア) 知的障がい者更生施設

(イ) 知的障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

(ウ) 知的障がい者通勤寮

イ 居宅生活支援（関連資料7(5)）

(ア) 知的障がい者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

(イ) 知的障がい者デイサービス事業

(ウ) 知的障がい者短期入所事業（ショートステイ）

(エ) 知的障がい者地域生活援助事業

平成18年10月から障害者自立支援法に基づく新体系サービスに移行

(2) 知的障がい者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障がい者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 知的障がい者相談員

知的障がい者を家族に持つ家庭における教育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、管内11市町村に10人の民間人を相談員として委嘱、配置し、知的障がい者の福祉増進に努めます。

エ 療育手帳の交付（関連資料7(8)）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（県障がい者総合福祉センター）。

オ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

(3) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 重度心身障がい者医療費公費負担（身体障がい者（児）に同じ）

ウ 障がい者小規模作業所運営事業（身体障がい者（児）に同じ）

(4) その他の施策（身体障がい者（児）に同じ）

5 障がい児の福祉（支援費関係のみ）（関連資料7(5)）

- (1) 児童居宅介護等事業（対象：18歳未満の身体・知的障がい児）
- (2) 児童デイサービス事業（対象：原則として就学前の身体・知的障がい児）
- (3) 児童短期入所事業（対象：18歳未満の身体・知的障がい児）

6 精神保健福祉

児童等を含めた一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人への早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

また、精神障害者への社会復帰のための社会資源の整備推進や相談指導等を行っており、今後も、精神障がい者に対するリハビリテーションとノーマライゼーションの推進が図られるよう、地域精神保健活動の充実や福祉施策の推進に努めます。

(1) 措置入院患者状況

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」と2人以上の精神保健指定医により診断された者を措置入院させて、医療及び保護を行っています。

年度	通報受理 件数	措置入院		措置解除	年度末患者数
		継続	新規		
H15	7	5	5	3	7
H16	15	7	6	8	5
H17	27	5	4	8	4

(2) 通院医療公費負担申請承認状況

精神障がい者の通院医療を促進し、適正医療を普及させるために、医療に要する費用の一部を公費で負担しています。

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年度からは自立支援医療（精神通院医療）に移行されています。

年度	申請件数	承認件数
H15	1,045	1,044
H16	986	986
H17	2,090	2,059

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（累計）

精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約のある者で、申請により、審査し交付されます。保健福祉サービスを受ける際の参考資料となり、また、所得税や住民税等の障がい者控除等が適用されます。

年度	1級	2級	3級	合計
H15	71	114	24	209
H16	61	125	36	222
H17	57	136	30	223

(4) 相談指導・訪問指導実施状況

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じ、精神疾患の早期治療と精神障がい者の社会復帰及び自立を促進し、精神的健康を保持するために実施しています。

(5) ひきこもり対策事業

平成15年度より県が取り組んでいる「心の健康サポート事業」の一環として当所の他県北、会津保健所がモデル保健所として相談事業、家族教室を実施しています。

平成17年度からは全保健所で実施しています。

年度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H15	32	64	5回	11	37
H16	32	70	7回	24	70
H17	18	58	7回	21	67

(6) 精神障がい者社会復帰相談指導事業

回復途上にある精神障がい者の社会適応を図るため、基本的な生活訓練や対人関係を育むことを目的とし3地域で実施しています。16年度は都路村と共催で実施し、引き続き村主催での事業運営を支援しています。

地区名		開催回数	参加実人員	参加延人員
H15		36	47	277
H16	須賀川・岩瀬	12	13	94
	石川	12	15	122
	田村	12	15	144
	計	36	43	360
H17	須賀川・岩瀬	12	10	79
	石川	12	16	140
	田村	12	16	138
	計	36	42	357

(7) 家族教室開催状況・家族会支援状況

精神障がい者を抱える家族に対して、疾患や関わり方の理解を深め家族同士のつながり、地域家族会の育成・強化への支援を行っています。

家族教室開催状況				須賀川・岩瀬地方	石川地方	田村地方
年度	開催回数	参加実人員	参加延人員	開催回数	開催回数	開催回数
H15	4	10	24	11	11	9
H16	4	36	56	4	12	10
H17	3	11	30	4	9	7

(8) 精神保健福祉ボランティア講座

精神障がいに対する正しい知識を持ち、心の病を持つ人の良き理解者として、地域で自主的な活動を行うボランティアを育成することを目的に実施しています。

年度	開催回数	参加実人員	参加延人員
H15	2	56	214
H16	6	34	76
H17	1	26	26

ボランティア組織が結成され社会復帰相談指導事業、共同作業所への支援等を行っています。

(9) アルコール談話会開催状況

アルコール関連問題をはじめとするアディクション（嗜癖）に関する相談と、回復のためのミーティングを開催しています。

年度	開催回数	参加人員
H15	12	84
H16	12	64
H17	12	74

(10) 精神保健普及啓発

住民の精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるように、福島県精神保健福祉協会県中支部との共催等により講演会を行っています。

年度	共 催		市 民 講 座	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加延人員
H15	11	684	20	114
H16	10	785	6	57
H17	6	510	6	404

(11) 社会適応訓練事業委託状況

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っています。平成16年度に3年間の訓練修了者の2名は就労に結びついています。

年度	委託事業所数	対象者数	訓練延日数
H15	5	8	885
H16	6	10	913
H17	6	7	1,319

(12) 県中地域精神障がい者地域支援体制

障がい者ケアマネジメント体制整備推進事業及び実践指導等精神障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメント体制整備の検討及び障がい者のケア計画の検討等を行い、サービスの提供を実施しています。

障がい者ケアマネジメント実践指導等

(回)

年度	打合せ	ケア会議	ケアカフェ	研修会	市町村等開催のケア会議出席
H15	-	2	2	1	3
H16	-	3	-	1	12
H17	-	4	-	1	9

(13) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、

人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年 度	病 院 数	一般実地指導	特別実地指導
H15	5	3	2
H16	5	3	2
H17	5	3	2

(14)精神障がい者小規模作業所指導

厚生労働省通知により、精神障がい者の人権に配慮した作業指導や生活訓練がなされているかについて、補助金交付作業所に対して、市町村及び保健所で実施しています。

15年度より郡山市所在分については、設立より3年以内の作業所に対して実施しています。

年 度	作業所数	作業所指導数
H15	11	4
H16	13	3
H17	16	6

(15)社会資源の整備状況各種施設整備のための相談支援及び補助金交付申請窓口、さらに精神障がい者の人権の尊重に特に配慮が必要であることから利用者の適正処遇のため指導監査等を行っています。

施設設置状況に地域格差があり、利用者の利便性から見て今後の設置については検討が必要です。

精神障がい者の社会復帰施設等の状況

(平成18年3月現在)

	郡山市	須賀川岩瀬地域	石川地域	田村地域	計
生活訓練施設	2				2
(ショートステイ)	(2)				(2)
福祉ホーム	1	1			2
通所授産施設	1				1
小規模通所授産施設	2				2
地域生活支援センター	2				2
グループホーム	15	2	1		18
小規模作業所	11	2	1	2	16

(2) 市町村別等級別年齢別身体障がい者数

(平成18年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合計	等級別身体障がい者数					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
鏡石町	433	144	74	69	82	26	38
天栄村	328	87	62	43	66	29	41
石川町	756	234	158	116	141	56	51
玉川村	333	113	59	49	64	23	25
平田村	396	137	83	49	63	35	29
浅川町	267	86	46	37	57	25	16
古殿町	316	115	52	41	56	32	20
三春町	714	241	144	104	117	54	54
小野町	492	166	88	74	94	36	34
町村計	4,035	1,323	766	582	740	316	308
郡山市	10,058	3,967	1,948	1,184	1,783	630	546
須賀川市	2,881	995	526	371	559	215	215
田村市	1,975	605	448	260	383	142	137
市計	14,914	5,567	2,922	1,815	2,725	987	898
合計	18,949	6,890	3,688	2,397	3,465	1,303	1,206

(平成18年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合計	年齢別身体障がい者数						
		0～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
鏡石町	433	13	8	12	25	61	89	225
天栄村	328	6	4	3	12	40	55	208
石川町	756	9	16	14	39	92	139	447
玉川村	333	4	12	9	22	43	53	190
平田村	396	3	10	6	27	46	58	246
浅川町	267	3	4	4	17	31	56	152
古殿町	316	2	5	6	14	35	44	210
三春町	714	13	22	33	47	75	120	404
小野町	492	10	16	10	39	56	75	286
町村計	4,035	63	97	97	242	479	689	2,368
郡山市	10,058	246	276	418	643	1,421	1,985	5,069
須賀川市	2,881	58	51	77	178	421	539	1,557
田村市	1,975	28	36	48	119	235	299	1,210
市計	14,914	332	363	543	940	2,077	2,823	7,836
合計	18,949	395	460	640	1,182	2,556	3,512	10,204

(3) 市町村別身体障がい者(児)補装具交付・修理及び重度障がい者(児)日常生活用具給付状況

(平成17年度)

区分	補装具交付件数						補装具修理件数						日常生活用具給付件数						
	義肢装具	補聴器	車イス	電動車イス	トマ	その他	計	義肢装具	補聴器	車イス	その他	計	特覆	殊人浴台	補歩用具	歩行支	その他	計	
市町村	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
鏡石町	1	3	3	3	48	6	67	3	25	2		33			1	1	4	7	
天栄村	1	1	1		26		32		2	1		3					3	3	
石川町	1	3	4	1	112		121	2	2	1		5					3	3	
玉川村		3	2	1	96	1	103	2		2		4					1	1	
平田村	1	2	6	1	21	1	32	2	3			5					3	3	
浅川町			1	2	58		61	1	4	1		6		1			4	5	
古殿町	1	3	1	4	48	3	60	1				1			1		3	4	
三春町	2	6	5	6	215	28	264		2	9	3	17		2	3	1	12	18	
小野町	1	10	4	4	80	2	101	1	1	1		9					7	9	
町村計	8	34	29	23	704	41	841	12	45	17	3	83		0	2	1	6	9	
郡山市	26	126	102	86	3,581	103	4,036	20	45	61	47	263		16	25	14	238	293	
須賀川市	4	19	23	13	616	32	709	1	8	16	3	39		1	7	2	65	75	
田村市	2	6	17	11	442	6	484	1	7	12	5	35		1	2		19	22	
市計	32	151	142	110	4,639	141	5,229	22	60	89	106	337		18	34	16	322	390	
合計	40	185	171	133	5,343	182	6,070	34	66	134	123	420		21	42	18	363	444	

()内は児童分の再掲

(5) 市町村別指定居宅生活支援事業者の状況

(平成18年7月1日現在)

市町村名	身 体			知 的				児 童		
	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ
郡 山 市	21	2	1	19	4	3	10	19	1	6
須 賀 川 市	13	1	0	12	2	4	7	12	3	3
田 村 市	6	0	0	6	1	0	0	6	0	0
岩 瀨	鏡 石 町	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	天 栄 村	1	0	1	0	0	0	1	0	0
石 川	石 川 町	1	1	0	1	1	1	1	1	1
	玉 川 村	1	1	0	1	0	0	1	0	0
	平 田 村	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	浅 川 町	2	0	0	2	0	0	2	0	0
	古 殿 町	1	0	0	1	0	0	0	1	0
田 村	三 春 町	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	小 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	49	6	1	46	8	9	18	45	5	10

(7) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成17年度)

事業名 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額	補助対象 人員	給付額
鏡石町	4,809	24,984,945	50	88	502,000	2	333,880
天栄村	3,088	16,807,337	24	9	108,000	3	200,660
石川町	7,728	41,615,723	48	157	768,000	12	554,000
玉川村	2,750	16,482,286	51	23	244,900	3	141,865
平田村	3,366	18,610,954	0	21	84,000	5	198,000
浅川町	2,335	16,676,176	12	12	84,000	1	30,264
古殿町	3,017	21,966,916	10	3	42,000	3	394,313
三春町	6,266	42,188,000	105	96	699,000	9	677,000
小野町	4,117	25,686,620	48	77	452,000	11	861,763
町村計	37,476	225,018,957	348	486	2,983,900	49	3,391,745
郡山市	118,726	599,620,151					
須賀川市	30,160	165,303,139	352	177	1,763,940	0	0
田村市	17,128	98,220,802	168	146	1,088,000	34	2,454,160
市計	166,014	863,144,092	520	323	2,851,940	34	2,454,160
合計	203,490	1,088,163,049	868	809	5,835,840	83	5,845,905

在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、中核市は補助対象外

(8) 市町村別療育手帳交付状況

(平成18年4月1日現在)

項目	療育手帳										人口	療育手帳 交付率 %		
	A					B							合計	
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳以上				
市町村名														
鏡石町	11	19	30	13	25	38	24	44	68	12,739	5.3			
天栄村	4	21	25	2	14	16	6	35	41	6,486	6.3			
岩瀬郡計	15	40	55	15	39	54	30	79	109	19,225	5.7			
石川町	10	49	59	15	52	67	25	101	126	18,847	6.7			
玉川村	6	15	21	6	25	31	12	40	52	7,573	6.9			
平田村	2	18	20	3	38	41	5	56	61	7,370	8.3			
浅川町	5	22	27	3	19	22	8	41	49	7,200	6.8			
古殿町	1	18	19	4	29	33	5	47	52	6,442	8.1			
石川郡計	24	122	146	31	163	194	55	285	340	47,432	7.2			
三春町	13	47	60	14	67	81	27	114	141	19,049	7.4			
小野町	4	26	30	9	32	41	13	58	71	12,015	5.9			
田村郡計	17	73	90	23	99	122	40	172	212	31,064	6.8			
郡部計	56	235	291	69	301	370	125	536	661	97,721	6.8			
郡山市	205	507	712	275	763	1,038	480	1,270	1,750	338,232	5.2			
須賀川市	50	181	231	83	206	289	133	387	520	80,378	6.5			
田村市	25	109	134	37	161	198	62	270	332	42,930	7.7			
市部計	280	797	1,077	395	1,130	1,525	675	1,927	2,602	461,540	5.6			
合計	336	1,032	1,368	464	1,431	1,895	800	2,463	3,263	559,261	5.8			

